

# 香芝・王寺環境施設組合議会の議決すべき事件を定める条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について必要な事項を定めるものとする。

## (議決すべき事項)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定による一般廃棄物処理に関する計画の策定、変更（軽微なものを除く。以下同じ。）又は廃止に関すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4の規定による周辺地域の生活環境の保全及び増進への配慮のため、周辺地域との協定等（協定の締結に伴い関係する覚書等を含む。以下「協定等」という。）の締結、変更又は廃止に関すること。

## (議決事項)

第3条 前条第1号に係る議決事項は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項の規定による事項とする。

2 前条第2号に係る議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 協定等の基本事項
- (2) 協定等の事項の実施に係る政策及び施策並びにこれらの目標に関する事項
- (3) 協定等の事項の期間に関する事項

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。